

## 「経済センサス-活動調査」のデータの取扱いについて (中間報告)

### 1 はじめに

平成 23 年表から、生産額推計のための基礎資料の一つとして「経済センサス-活動調査」で得られたデータを利用し、産業連関表の部門に即した組替集計を行うことが予定されている。しかし、同調査で回答される金額については、調査対象者の判断で、消費税込みでも消費税抜きでも回答できる方式が取られているため、同調査で把握される金額は、税込みと税抜きが混在したものとなる見込みである。

一方、我が国の産業連関表は、消費税を価格評価に含めるグロス表を採用している。

そこで、同調査のデータを利用する過程においては、税抜きで回答された個票データに消費税相当額を加算し、税込み調査票に相当するものに変換する必要がある。

本ペーパーは、上記必要性から現在検討途上にある消費税の加算処理方法について、その基本的な考え方とポイントをまとめたものである。

なお、今回検討している加算処理方法は、様々な制約の下で行われる擬制的なものであり、完全に消費税の実態を反映した推計を行うことは困難である点に留意する必要がある。

### 2 基本的な考え方

平成 24 年経済センサス-活動調査のデータを用いた組替集計（以下、「組替集計」という。）における個票データの消費税の加算処理方法についての基本的な考え方は、以下のとおり。

① 個票データを「消費税抜き」及び「消費税込み」に区分し、「消費税抜き」の調査票について消費税の加算処理を行った上で、「消費税込み」の個票データとともに、組替集計を行う。

② 消費税の加算処理については、以下の 2 つの要素について、マトリックスの形で、処理の有無を整理する。

(1) 調査項目（課税取引、非課税取引）

(注) 「調査項目」とは、「経済センサス-活動調査」調査票における、調査事項等を指す。

(2) 調査品目コード（課税取引、非課税取引）

(注) 1. 「調査品目コード」とは、「経済センサス-活動調査」調査票及び商品分類表等における、製造品・商品分類番号、事業内容分類番号等を指す。

2. 「調査品目コード」と「産業連関表行部門」との対応表（コンバータ）により、経済センサス-活動調査のデータを産業連関表の部門別に組み替えることとしている。

### 3 税抜きの個票データに関する消費税相当額の加算処理の方法（ポイント）

(1) 免税事業者、簡易課税制度採用事業者等の扱い

「経済センサス-活動調査」の個票データにおいて税抜きで記入された調査票については、免税事業者、簡易課税制度採用事業者等の別に関わらず、課税売上高及び課税仕入高それぞれに加算処理を行うこととする。

(2) 「調査項目」の区分について

「経済センサス-活動調査」の調査項目ごとに、課税・非課税の区分を行い、課税取引に該当する調査項目については、取引額に消費税相当額を加算する。

(3) 調査品目コード別の区分について

「経済センサス-活動調査」の調査品目コードごとに、消費税の課税・非課税の区別を行い、課税取引に該当する調査品目については、取引額に消費税相当額を加算する。

**3 消費税相当額を加算処理の算式について**

(1) 売上に係る消費税相当額

売上に係る消費税相当額を加算処理は、「経済センサス-活動調査」調査票の調査品目コード別の売上（収入）金額について、以下の算式により推計することが考えられる。

$$\text{（「売上（収入）金額」 - 「輸出取引等の免税売上（収入）金額」）} \times \text{消費税率}$$

(2) 仕入に係る消費税相当額

仕入に係る消費税相当額を加算処理は、「経済センサス-活動調査」調査票の調査項目のうち、課税取引に該当する費用項目について、以下の算式により推計することが考えられる。

$$\text{「費用」} \times \text{消費税率}$$

**4 加算処理を行う上での留意事項**

例えば、簡易課税制度を採用する事業者であるか否かの区分は、「経済センサス-活動調査」において把握することができない。そのため、一律、通常の課税事業者として扱わざるを得ないなど、消費税制度の実態を反映した消費税相当額を加算処理は困難であり、推計上は、ある種の「みなし」（割り切り）をせざるを得ない。

以上